

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|------------|--|--|--|--|--|-----|--|--|-----|-------|-------|--------------|--|--|---------|-------|
| [154]インターネットドメインネーム割当の適正手続き | | | | | | | | | | | | | | | 18.28 | 14.39.2 | | | 14.44.2 | 11.55 |
| [155]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [156]サービスプロバイダの責任制限(概括的規定) | | | | 122 II *10 | | | | | | 126 | | | 185 | 16.16 | | 18.82 *11 | | | | 14.59 |

- ① 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(日星 EPA)(2002年11月発効,2007年9月改正議定書発効)
- ② 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(日墨 EPA)(2005年4月発効,2007年4月追加議定書発効,2012年4月改正議定書発効)
- ③ 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(日マレーシア EPA)(2006年7月発効)
- ④ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(日チリ EPA)(2007年9月発効)
- ⑤ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(日タイ EPA)(2007年11月発効)
- ⑥ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日インドネシア EPA)(2008年7月発効)
- ⑦ 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(日ブルネイ EPA)(2008年7月発効)
- ⑧ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(日フィリピン EPA)(2008年12月発効)
- ⑨ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(日スイス EPA)(2009年9月発効)
- ⑩ 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定(日越 EPA)(2009年10月発効)
- ⑪ 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(日印 EPA)(2011年8月発効)
- ⑫ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(日ペルーEPA)(2012年3月発効)
- ⑬ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪 EPA)(2015年1月発効)
- ⑭ 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定(日蒙 EPA)(2016年6月発効)
- ⑮ 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(2016年2月署名)、環太平洋パートナーシップ協定に関する包括的及び先進的な協定(CPTPP協定)(2018年12月より順次発効)
- ⑯ 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日 EU EPA)(2019年2月発効)
- ⑰ 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)、デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(日米デジタル貿易協定)(2020年1月発効)
- ⑱ 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(日 ASEAN・EPA)(2008年12月から2010年7月にかけて順次発効。サービスの貿易章の規定を盛り込む第一改正議定書は、2020年8月に日本等について発効、2022年2月に全署名国について発効。)
- ⑲ 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英 EPA)(2021年1月発効)
- ⑳ 地域的な包括的連携(RCEP)協定(2022年1月より発効)

- 註：GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約束表、「参」は約束表で参照されている参照文書、①の「約」は附属書IV C、「附」は附属書IV B、②の「約」は附属書6、7、③の「約」は附属書6 (Annex 6 Part 1)、④の「約」は附属書6、7、⑤の「約」は附属書5、⑥の「約」は附属書8、⑦の「約」は附属書7、⑧の「約」は附属書6、⑨の「附」は附属書7、「約」は附属書3、⑩の「約」は附属書5、⑪の「附」は附属書5、「約」は附属書6、⑫の「約」は附属書6、⑬の「附」は附属書5、⑭の「附」は第6章の附属書B、⑯の「附」は、附属書8B。
- *1：努力規定。
 - *2：カンボジア、インドネシア、ラオス及びミャンマーについては、適用しない。
 - *3：ダイヤリング・パリティについては規定せず、電話番号使用の非差別のみについて規定。
 - *4：フィリピンは、専用線の[6]再販売の許容は認めない。
 - *5：自国の法令で規定する範囲内で対応することとする規定。
 - *6：CPTPPで一部凍結。
 - *7：ベトナムは、海底ケーブル陸揚局内のコロケーションは認めない。
 - *8：規定の必要性についての再評価をする旨の規定。
 - *9：交換公文により、日本の義務は[56]と異なるものとなった。
 - *10：ISPの責任の制限に関する「適切な措置」を定めるとする規定。
 - *11：CPTPPで凍結。
 - *12：認可の接続約款と接続協定とを選択できる規定としている。
 - *13：国家安全保障上の措置を例外として認め、その措置の是非については国家間で争うことができないものとする。
 - *14：自国の法令で許容するかどうかを決定することができるとする規定。

(各協定から筆者作成。)